

(新旧対照表)

改正後	改正前
<p>兵庫県居宅介護従業者養成研修等事業者指定要綱</p> <p>1～13 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成19年10月1日から施行する。 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。 この要綱は、平成23年10月4日から施行する。 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	<p>兵庫県居宅介護従業者養成研修等事業者指定要綱</p> <p>1～13 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成19年10月1日から施行する。 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。 この要綱は、平成23年10月4日から施行する。 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>